

令和元年 八潮市農業委員会 12月総会 議事録

1 開催日 令和元年12月23日(月)

2 開催時間 午後3時30分から

3 会場 市役所第二会議室

4 出席委員 13名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 恩田 政幸 9番 齋藤 富子

4番 豊田 幸司 10番 星野 仁

5番 大野ヒロ子 11番 福岡 達則

6番 横山 正和 12番 小倉 雅樹

7番 渋谷 稔 14番 新井 孝美

8番 荻野 恭子

5 欠席委員 2名

13番 飯山 敏行 15番 臼倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第3条の規定による許可取消の件

報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件

報告第 5号 農地転用許可後の工事完了届について

報告第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 3時30分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会12月総会を開催いたします。

定足数でございますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名でございますので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席は13名でございますので、定足数に達しております。本日の委員会は成立しておりますことをまずご報告いたします。

なお、13番飯山敏行委員、また、15番臼倉正浩委員におきましては、欠席ということでご連絡いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

暮れの大変お忙しいなか、12月総会、ことし最後の総会となりますが、出席ありがとうございます。

まず、11月28日に、埼葛地方協議会研修会が三郷市文化会館でありまして、参加してくださった委員におかれましては大変お疲れさまでした。

また、11月30日、12月1日の農業祭には、皆さんご協力ありがとうございました。おかげさまで、出品数は少なかったものの、昨年同様盛況にできたことをありがたく思います。最終的に出品数が268点、55品目、出品者が107名となりました。そして、推定ですが、来場者は約4,000人と昨年とほぼ変わらない数字となりました。また、農業委員の中にも多数入賞された方がありまして、大変おめでとうございます。

また、今月20日にJAさいかつ三輪野江支店において、さいかつ管内農作業受委託料金協議会がありまして、そこへ私と豊田委員と新井委員と3人で出席してきました。資料の7として今回入っておりますが、料金のほうは昨年同様となっております。

皆さん、本日も最後まで審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告させていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが手を挙げていただければ、よろしく
お願いします。

- | | |
|--|--------------|
| ①八潮市農業委員会12月総会次第 | A 4 横 |
| ②生産緑地地区の都市計画の変更について（通知） | （資料 - 1） |
| ③令和元年度違反転用対策重点パトロールの実施について | （資料 - 2） |
| ④冬季パトロール報告書（用紙・地図） | （資料番号なし） |
| ⑤八潮市農産物放射能濃度測定結果（12月分） | （資料 - 3） |
| ⑥新年（初荷パレード2020）開催！ | （資料 - 4） |
| ⑦令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における政策提
案内容及び申し合わせ決議の送付について | （資料 - 5） |
| ⑧「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施および
今後の対応について | （資料 - 5 - 2） |
| ⑨農業委員会委員の改選について | （資料 - 6） |
| ⑩令和2年J Aさいかつ管内標準的農作業料金について | （資料 - 7） |
| ⑪都市農業に関する制度が大きく変わりました | （チラシ） |
| ⑫有機農業における雑草対策と国内外における先進事例 | （チラシ） |

以上で12点になるかと思いますが、資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、資料の説明を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、
総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお
願いしたいと思います。

それでは、次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いたし
ます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいで
しょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、小早川喜一委員、14番、新井孝美委員にお願いします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第21号・議案第22号1番の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件及び議案第22号の1番 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては、関連がございますので、続けて事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第21号と22号は関連がございますので、一緒に説明したいと思います。

まず、次第の5ページのほうをご覧くださいよろしいでしょうか。

こちらは、今年の9月の総会に諮りまして、11月に許可のおりた〇〇〇〇のグラウンドの移設の案件であります。このときに、5ページの地図で申請地というところ、三角のところが、小さい四角がありますけれども、要はこの区域も〇〇〇〇が土地を買って整備する部分なんですけれども、この部分が申請区域から抜けていたということで改めて手続をするものです。この地番が〇〇字〇〇〇〇の〇〇-〇と〇〇-〇ですけれども、もともとこれは〇〇-〇というところから分筆したもので、この土地、先々は整備した後、道・水路用地として市に採納する予定なので、それもあつていろいろ分筆とかをやったらしいんですけども、その過程で抜けてしまったということです。

まず、議案第21号のほう計画変更ということで、要は計画区域が変わったということで、この部分は〇平米になるんですけれども、この部分を計画区域に加えるというものになります。ですから、譲受人、譲渡人、土地の所在地等は変更なしです。また、申請地が抜けていたんですけども、この部分はちょうど排水施設、グラウンドの周囲に側溝を回しまして、

その排水の出口になる部分なんですけれども、今回変更する土地にその排水施設が含まれるんですけれども、その工事費についてはもともとの計画の中に入っておりますので、今回これを加えることによって新たに生じる費用というのはございません。

それで、議案第21号が区域を変更しますという申請で、次第の3ページのほうを見ていただきまして、こちらが議案第22号、変更の申請をした上で新たに先ほどの2筆の許可を申請するものとなります。

ちょっと議案に戻っていただきます。議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1、譲受人、〇〇区〇〇〇-〇-〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、理事長、〇〇〇〇〇譲渡人、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、同じく持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、住所、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇-〇〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇、〇〇区〇〇〇〇-〇-〇、持ち分4分の1、〇〇〇〇〇ということで、今回変わる部分は〇〇〇さんが譲渡人となるものです。土地の所在が〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇-〇、地目、畑で、それぞれ〇平米、〇平米で合計〇平米です。権利の内容は所有権の売買、転用目的、変わらず〇〇〇グラウンドということになっております。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件及び議案第22号の1番 農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第22号2番の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第22号の2番 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。

を崩して、今は草だらけの状態になっていたものを、草刈り等を終えたのがこの間の土曜日、21日で、本日確認したところきれいになっておりました。また、隣接する東側、西側の田んぼの水利、入排水するには、北側の堀と道路の脇にU字溝があり、こちらからの入排水はできるようになっております。影響はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ここは、今年の農地パトロールで指摘の対象に載せていたところだったんですが、先日整地してくれたということなんですが、周りに問題がなければいいのかなという感じです。

○7番（渋谷 稔委員） この辺の田んぼはこのような転用が可能なんですか。

○事務局 一般の農転の条件が整えば第2種農地なので可能です。他の場所で見つからなくて、どうしてもこの土地で、こういうことをしたいというのが認められれば転用ができる場所ではあります。

○議長 これは基本的にサービス業じゃないとだめなんですか。関係ないですか。

○事務局 関係はないです。市街化調整区域なので、建築物は難しいと思います。何ができるというと駐車場とか、資材置場とか、そういうものであれば可能です。

○7番（渋谷 稔委員） では、もしも農家をやっている人がここの土地を取得した場合、ここを駐車場にしたいとか、それはできるんですか。

○事務局 転用が目的のときは転用扱いとなり、農地として買う場合は、耕作の目的として利用していくものが見えてこない、許可はできません。

○議長 一応、八潮の農業委員会は3年3作を条件として、基本的に3年間は転用してはけませんということにしているわけです。

他にございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第23号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限「（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。）」に該当するため、○番、○○○○委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

——— 退席 ○番 ○○○○委員 ——

○議長 それでは、議案第23号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第11ページになります。

議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてになります。

番号1、相続人、住所・氏名、○○○○○番地、○○○○、被相続人、○○○○○番地○、○○○○、○○○○、特例の適用を受けようとする土地の所在、登記地目、現況地目、面積の順に読み上げてまいります。○○○字○○○-○、畑、畑、○○平米、同じく○○、畑、畑、○○平米、○○-○、畑、畑、○○平米、○○-○、田、畑、○○平米、○○-○、田、畑、○○平米、ここまでが市街化区域内になります。次に、○○○字○○○○○、畑、畑、○○平米、同じく○○、畑、畑、○○平米、○○-○、畑、畑、○○平米、○○○字○○○-○、畑、畑、○○平米、同じく○○-○、畑、畑、○○平米、○○-○、畑、畑、○○平米、○○○字○○○○○-○、畑、畑、○○平米、同じく○○-○、畑、畑、○○平米、合計○○○平米となります。こちらは被相続人の○○○○様が亡くなられてまして、相続人の○○○○様が相続税納税猶予を受けるため適格者の証明願を申し入れたものとなります。

場所の説明をいたします。隣の12ページをご覧ください。

市役所の○口を出まして、そのまま○○方向に右折します。○○○さんの○○○のところを左折しまして、○○の方向に向かいまして、○○○○○○○のある交差点を右折しまして○○通りにまいりますと、この道路を挟んで北東側に2カ所、南西側に1カ所、この地図のところだと3カ所のところでご覧のような土地となります。

次に、1枚めくっていただいて、13ページをご覧ください。

こちらは、先ほどの場所からそのまま○○方向に向かいまして、○○に沿って南下していきまして、○○○と○○○に挟まれた場所になりますけれども、この中の道をずっと○○○○○○○○方向に行きますと、○○○○○○○○○に当たる手前に4カ所、越えたところに1カ所、合計5カ所です。こちらの土地が対象農地として今回申請された場所となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の12番、小倉雅樹委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○12番（小倉雅樹委員） 12番、小倉です。

昨日、現地を見てきたところ、みんな耕してあったり作付されていました。〇〇さんの息子さんも農家をやられているということで、今後も荒廃農地だったり、草畑になる心配はまずないと思うので、大丈夫だと思います。

○議長 ただいま事務局と12番、小倉雅樹委員より、相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

○12番（小倉雅樹委員） 〇〇〇〇さんの住所が、〇〇〇〇になっているのは何ですか。

○事務局 これは住所変更をされたようです。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇番の〇〇〇〇委員、着席をお願いします。

———— 着席 〇番 〇〇〇〇委員 ————

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について20件、報告第3号 農地法第3条の規定による許可取消の件について1件、報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件について1件、報告第5号 農地転用許可後の工事完了届について2件、報告第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について2件、続けて事務局より報告をお願いします。

○事務局 （農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、同法第5条第1項第7号の規定による転用届出について20件、同法第3条の規定による許可取消の件について1件、同法第5条の規定による農地転用届出取消の件について1件、農地転用許可後の工事完了届について2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について2件受理し、適切に処理を行ったことを報告する。）

○議長 ありがとうございます。

これは毎年この時期に春日部農林のほうからお願いが来るんですけども、年末ということもあるかと思うんですけども、重点パトロールの実施について依頼ということで来ております。

今回のパトロールは、夏とかにやっている遊休農地のとはちょっと視点が違ってまして、違反転用対策ということですので、残土の不法投棄とか産廃とか、そういったものがされていないか、といったことを視点をパトロールしていただきたいと思っております。

昨年同様、皆さんの担当地域を回っていただいて、資料2の後ろに不法投棄パトロール報告書というのを一緒に入れさせていただいてあるんですけども、こちらに何月何日パトロールしまして、異常がなければ異常なしで結構ですので、もし何かがあったら何々があったと、そんな感じで報告していただければと思います。

一緒に、ちょっと小さくてわかりづらいとは思うんですけども、皆さんの担当地区の地図をつけさせていただいております。地図は、9月の調査のときの地区と同じなので、ところどころ番号も入っていると思うんですけども、そういったものは気になさらないで結構で、もし何かあったら地図のほうにもマークしておいていただければと思います。

報告書のほうは、3日分になっておりますけれども、3日やってくださいということではありませんので、状況によったら複数日に分けて行くこともあるかと思っておりますので、そのあたりは適宜していただければと思います。

報告期限が2月20日となっておりますので、皆さんお忙しいところ恐縮なんですけど、次の総会までの間にパトロールしていただいて、次の総会の、令和2年1月24日に提出していただきたいと思っております。恐れ入りますがよろしくお願いします。

以上です。

○議長 それでは、皆さんお忙しいとは思いますが、パトロールは1月になってもできますので、また、くれぐれも事故がないよう気をつけてパトロールされるようよろしくお願いします。

次に、報告事項2件目、八潮市農産物放射能濃度測定結果（12月分）について、事務局よりお願いします。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果、令和元年12月、今回は直売所連絡協議会のご協力によりまして測定しております。小早川職務代理のご協力をいただいております。

採取日は12月3日、測定品目、白菜、放射性ヨウ素、放射性セシウムCs-134、放射性セシウムCs-137、全部不検出となっております。

○議長 次に、報告事項3件目、新年初荷パレード2020開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料4をご覧ください。

こちらは、新年2020年を迎えまして、ふれあい農産物直売所におけます開店初日の1月6日に初荷をお祝いしまして初荷パレードを実施するものです。市民の皆様、八潮市の安全・安心、新鮮な野菜が並ぶ直売所のPRと、イメージアップも兼ねて毎年実施しているところでございます。

今年は1月6日ということで、時間が午前8時半、初荷パレード出発セレモニーをJAさいかつ八潮八條支店の前で実施、その後、ご覧のルートを通ってまいります。八潮ふれあい直売所から市役所のほうへ行きまして、市役所から八潮市商工会にご挨拶、その後、例年ですと駅前公園にて八潮市観光協会にご挨拶した後、市民の皆様、野菜の無料配布を実施しておりました。今年につきましては、直売所の皆様のご意見をいただきまして、八潮市商工会に八潮市観光協会の会長にもおいでいただきまして、そちらで商工会と観光協会にご挨拶させていただいた後、八潮団地のほうに無料配布に行きたいということで、コースのほうが変わってございます。無料配布を行いました後、ふれあい直売所のほうに帰ってくるというような流れになっております。

八潮団地につきましては、ホームページと広報やしおに今回載せさせていただきましたが、八潮団地の14号棟のところ、毎月定例で直売所のほうで販売を行っている場所のところを、八潮団地、URさんにお借りしまして1月6日に実施させていただくものでございます。

委員の皆様も、もしお手すきのときは、この時間帯にそれぞれの会場に顔を出していただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長 直売所協議会の会長の星野委員さん、頑張ってください。また、関係者の方、頑張ってください。

次に、報告事項4件目及び依頼事項になります。

資料5の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における政策提案内容及び申し合わせ決議の送付についてと、資料5-2の農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応につきましては、関連がございますので、あわせて事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、まず、お手元の資料5をご覧くださいと思います。

今お話がありましたように、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における政策提案内容及び申し合わせ決議についてということで、こちらは去る令和元年11月28日にこの会議が開催されまして、新たな食料・農業・農村基本計画の策定等に向けた要請及び農業委員会の活動に係る申し合わせ決議がされましたということで資料のほうを送付されてきました。この決議につきまして、各農業委員会としては、実施すべき事項について趣旨に沿った活動を積極的に展開してほしいということで通知が来たものでございます。

また、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議というのをおあわせて行われまして、関係者各位ということで、以前も何度かこちらのほうで報告させていただきましたが、自覚を持ち業務を行っていただく必要がございますので、関係者への内容周知と法令遵守について改めて取り組んでいただきますようお願いいたしますということで、ご案内のほうが出来ております。

次に、めくっていただきますと、こちらのほうが申し合わせ決議ということで掲げているものでございます。地域の農地を生かし、担い手を応援する全国運動のさらなる推進のためということで、1といたしましては、農地利用最適化の推進に全力を挙げて取り組もうというものでございます。次をめくっていただきますと、2といたしましては農業経営の合理化、働きがいのある経営環境づくりを支援しましょう。また、3といたしましては、地域の声を取りまとめた意見の提出を積極的に取り組もう。また、4といたしましては、農業委員会の体制強化に努めましょうということでございます。

また、次のページにいきますと、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等に向けた要請決議というものが出ております。こちらは、毎年5月の会長大会において、市町村農業委員会及び都道府県の農業会議から意見を吸い上げるとともに、認定農業者や農業法人等の経営者組織、関係農業団体との意見交換を踏まえた政策提案や意見の提出を毎年行ってきたということで、今回はその新たな基本計画の策定に向けて、これまでの政策提案等も含めて下記事項を取りまとめたのでここに要請するというので、国のほうに要請された内容が次のページに書いてあるものでございます。

1といたしましては、我が国の食料安全保障の確立と食料自給率・自給力の向上でございます。2といたしましては農地政策、これは人・農地プランとの関係でございます。次のページをめくっていただきますと、3といたしましては担い手・経営政策でございます。それらのものが書かれておまして、まためくっていただきますと、4といたしまして農村地域振興政策ということで、それぞれの項が掲げられております。次に大規模自然災害への支援と備えということが書かれておまして、最後に、次のページには農業委員会組織の体制強化ということで、これらのことが国へ要請するものということで挙げられたものでございます。

その次のページに、先ほども出ておりましたが、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせの決議ということで書かれております。これらのものが今回出ておりますので、後ほどご参考に見ていただければと思っております。

また、続きまして、資料5-2をご覧くださいと思います。

こちらは、今の中に書いてありましたが、今年度に入りまして、何度かお知らせさせていただいておりますが、これは埼玉県農業会議から各市町村の農業委員会へ送られた通知でござ

ございます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応ということで、先ほどの決議にもありましたように、こちらのほうを実施してほしいということで、この中に記の下、実施時期ということで、12月または1月の農業委員会総会におきまして、この決議の内容をご参考いただきまして、総会の場で注意喚起を実施し、内容について必ず総会の記録に残すようにと、埼玉県農業会議のほうから来ております。

また、その他では、毎年度、年1回以上は同様の取り組みを行っていただきたいということでございます。

ここで、次のページをご覧くださいと思いますが、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということで、こちらは八潮市の農業委員会の決議書をつくらせていただきました。こちらのほうにつきましては、できれば委員の皆様の方で読み上げていただければと思いますので、どなたか、もしよろしければ委員の方でお読みいただきたいと思いますが。

では、会長代理の小早川様から一読いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○**会長代理（小早川喜一委員）** では、私のほうからこの決議文を読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月23日、八潮市農業委員会。

以上でございます。

○**事務局** 大変ありがとうございます。

次のページをまたご覧ください。こちらは、令和元年度の全国農業委員会会長代表者集会において決議された内容でございます。こちらのほうは私のほうから読ませさせていただきます。

本年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕された。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀肅正の通知が発出された。

一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れない。

我々農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならない。

ということで書かれておりますので、こちらのほう、下記に書いてございますものにつきましては、先ほど小早川代理のほうからお読みいただいた内容と重複するところがございしますので割愛させていただきます。

以上で資料5については説明を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長 次に、報告事項5件目、農業委員会委員の改選について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料6をご覧ください。

こちらは、農業委員の改選ということで、皆様のほうの農業委員の任期が来年の令和2年8月23日をもって任期が満了ということで、農業委員の改選がこれから進められていきます。その内容をご説明させていただきます。

募集人数は15名で変わりません。また、任期につきましては今ご説明しましたが、令和2年8月24日からスタートしまして、今度は令和5年の8月23日までの3年間となります。職務につきましてはご覧のとおりでございます。これらの内容で今後進めてまいります、このたび1月10日号の広報やしおに募集の案内を掲載し、ホームページでも広報させていただきます。また、その辺は農業ニュースで既に公表させていただいておりますが、改めて広く周知させていただくところでございます。募集予定期間につきましては、令和2年1月31日から2月28日までとなっております。途中で中間報告また最終報告をホームページで行います。今後このような流れで進めていくということでご連絡させていただくものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長 次第7、その他については以上となります。

最後に、次回の日程について事務局より説明があります。

○事務局 次回ですが、令和2年1月24日金曜日になります。午後2時より別館Aにて総会を開催いたします。よろしく願いいたします。

○議長 最後に、皆様から全体を通して何かございましたらお願いいたします。

ほかにございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局 農林業センサスですが、1月14日で総会前でございますけれども、皆さん出席のほうをよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長 皆さん、お忘れなく。

それでは、これで議長の席をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議長の進行、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

また、委員の皆様には、慎重審議をしていただきましてまことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、師走のお忙しい中を八潮市農業委員会12月総会にご出席をいただき、また、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

令和元年もあと1週間余りを残すのみとなりました。この時期、10大ニュースとかいろいろありますけれども、今年1年で起こったことの記憶を新たにさせていただいたことと思います。

本日は、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○事務局長 大変ありがとうございました。これにて散会といたします。

閉会 午後 5時00分